

滋 医 福 第 2 5 9 8 号  
令和6年(2024年)12月27日

介護サービス事業所 代表者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長  
( 公 印 省 略 )

令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰  
の推薦事業所の募集について

日頃より本県の医療福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、介護職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的として、厚生労働省において標記表彰が実施されることとなりました。

つきましては、別添募集要領の要件を満たし顕著な功績があるとして、推薦を希望される場合は、下記により関係書類を提出していただきますようお願いします。

## 記

1. 表 彰 名 令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰
2. 提出書類 関係法令遵守報告書(別紙1)、応募書類(別紙2)および添付書類  
※法人ではなく、事業所単位の応募となります。  
※応募書類(別紙2)については、別添 推薦調書補足資料を参考に作成してください。取組は3つ記載できますが、小分類の文頭に【】で示す分類(【待遇改善】【人材確保】【生産性向上】)はそれぞれ1つずつまでになるよう記載してください。(例えば、「【待遇改善】賃金水準の向上」の取組と「【待遇改善】時間外労働の削減」の取組をどちらも実施している場合でも、特に優れた取組1つに絞って記載してください。)  
※添付書類は10ページを上限とします。

3. 提出期日 令和7年2月7日(金)
4. 提出先 ed00@pref.shiga.lg.jp (電子媒体のみ)  
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
5. 募集要領 次ページ以降に記載

[担当]滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課  
介護・福祉人材確保係 中村 哲治  
TEL : 077-528-3597/FAX : 077-528-4851  
MAIL : ed00@pref.shiga.lg.jp

# 令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰の推薦事業所募集要領

## 1 募集の対象事業所

介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上に係る取組について、顕著な功績がみられた介護サービス事業所を対象とする。

その他、応募する介護サービス事業所が法令遵守等の要件を満たしていることとして、関係法令遵守報告書（別紙1）を提出すること。

なお、応募できる介護サービス事業所の数は、1法人につき1事業所のみとする。

## 2 県が推薦する介護サービス事業所の数

居宅サービス、施設・居住系サービスでそれぞれ1事業所以上とする。（合計3事業所まで）

## 3 推薦事業所の選定方法

### （1）審査方法

提出された応募書類（別紙2）をもとに、県が設置する民生関係厚生労働大臣表彰等候補者審査委員会によって審査する。

### （2）審査基準

以下の表の項目について絶対評価で点数を付けるものとする。

評価項目	評価ポイント	配点
①介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること	(1) 職員の待遇改善に係る取組がなされているか。特に入職率の増加や離職率の減少に資する取組として優れている取組を評価する。 (取組の例) ・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組 ・腰痛対策など、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組  (2) 人材育成に係る取組がなされているか。特に効果的な人材育成に資する取組として優れている取組を評価する。 (取組の例) ・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施	45

	<p>や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組</li> </ul> <p>(3) 介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。 特に業務の役割分担、業務負担の軽減及びサービスの質の向上が図られている取組を評価する。</p> <p>(取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組</li> <li>・介護テクノロジーの活用による取組</li> <li>・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組</li> <li>・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組</li> </ul> <p>(4) 上記の(1)～(3)の各取組について「抱えていた課題」、「取組時期」、「取組のプロセス」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」が具体的に記載されていること。</p>	
<p>②複数の課題に対して優れた取組を行っているか</p>	<p>○ 複数の課題に対して優れた取組を行っている事業所を評価する。</p>	<p>5</p>
<p>③実効性のある取組であること</p>	<p>○ 上記①(1)～(3)の各取組について、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。</p> <p>(指標の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務時間の変化</li> <li>・業務量の変化</li> <li>・人員(業務にかける人数)の変化</li> <li>・職員の心理的負担感の変化</li> <li>・職員の身体的負担感の変化</li> <li>・待遇改善の状況</li> <li>・人材育成の状況</li> </ul> <p>○ 上記①(1)～(3)の取組を複数行っている場合等、事業所において、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示</p>	<p>30</p>

	<p>されているか。</p> <p>(指標の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の1か月あたりの総業務時間の変化</li> <li>・1か月の平均残業時間(1人あたり)の変化</li> <li>・有給休暇(年間)の平均取得日数(1人あたり)の変化</li> <li>・職員1人あたりの利用者数の変化</li> <li>・離職率の変化</li> <li>・介護職員の心理的負担感(SRS-18)の変化</li> <li>・利用者の満足度(WHO-5)の変化</li> <li>・ワークエンゲージメント尺度に基づく変</li> </ul>	
④持続性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。</li> <li>・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。</li> <li>・職員の意見を聞く機会や協力体制を構築しているか。</li> </ul> <p>(指標の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上の取組を進めるための委員会の実施状況</li> <li>・職員の意見を反映した取組の件数 等</li> </ul>	10
⑤他の事業所での導入(横展開)が期待される取組であること、事業所が横展開に協力的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。</li> <li>・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。</li> </ul>	10
	合計	100

### (3) 推薦事業所の決定

上記審査において、居宅サービス、施設・居住系サービスでそれぞれ評点の高い者から順に推薦事業所として選定する。ただし、総合点において満点の8割未満の場合は、推薦事業所として選定しない。

また、令和5年度および6年度において推薦事業所については、推薦年度から新たな取組等ない場合は、推薦事業所として選定しない。

## 4 その他

(1) 審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出や内容を照会する場合がある。

(2) 提出された資料等の内容に虚偽がある場合や、過去5年以内に応募した事業所また

はその運営法人に重大な法令違反若しくは行政処分等があった（または発覚した）場合には、県は推薦の取消し等を行うことができる。

(3) 選定の結果は、令和7年3月中旬を目途に通知する。